

金融商品取引業等に関する内閣府令に係る

パブリックコメント回答集 (注)

改訂履歴

改訂年月日	改訂事由（主な関係条文）
H25. 8. 21	空売り規制の見直しに係る改正に伴う策定（117条）

（注）本回答集は、平成 25 年 8 月 21 日以降に公表する金融商品取引業等に関する内閣府令に係るパブリックコメントへの回答中、個別性が低いと考えられる項目を集約したものです。今後、状況の変化等を踏まえ、必要に応じて修正・追加等を行っていく予定です。

凡 例

本回答集においては、次の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引規制府令

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
○金商業等府令第117条第1項第24の5号関係		
1	<p>同号では、有価証券の管理方法の確認について規定されているが、店頭売買有価証券に関しては取引規制府令第9条の3第2項第3号から第5号、PTSに関しては同第9条の3第3項第3号若しくは第4号について適用されるとしている。</p> <p>これらは、金融商品取引所市場における売付けに係る適用対象（取引規制府令第9条の3第1項第6号から第16号）と合致していないが、どのような理由があるのか。[平成25年4月30日公表案に係るコメント]</p>	<p>取引規制府令第9条の3第1項の規定は、取引所金融商品市場における売付けのみならず、店頭売買有価証券市場又は私設取引システムにおける売付けについても適用される規定です。[平成25年8月21日回答]</p>